

## 山梨県林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定要領

平成20年	8月20日	制定	林振第	615号
平成23年	3月28日	改正	林振第	1485号
平成23年	7月1日	改正	林振第	476号
平成25年	12月20日	改正	林振第	1488号
平成28年	8月1日	改正	林振第	748号
令和元年	6月6日	改正	林振第	445号
令和3年	1月28日	改正	林振第	1552号
令和3年	5月27日	改正	林振第	367号
令和6年	6月27日	改正	林振第	545号
令和7年	5月26日	改正	林振第	218号
令和7年	10月7日	改正	林振第	696号

### 第1 趣旨

この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）の認定について申請等の事務手続きを定める。

改善計画の認定は、法、「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」（平成8年5月24日付け8林野組第120号・労働省発職第141号、農林水産事務次官・労働事務次官依命通達）及び「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」（平成8年5月24日付け8林野組第121号、職発第370号、林野庁長官・労働省職業安定局長通知）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 改善計画の作成手続等

#### 1 事業主の要件

改善計画を作成しようとする事業主は、法第2条第2項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(2) (1)の②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

## 2 作成の方式

改善計画を作成しようとする事業主は、次のいずれかの方式により作成するものとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画
- (2) 事業主が他の事業主若しくは山梨県林業労働センター（以下「センター」という。）と共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）

## 3 計画の作成

(1) 改善計画は、事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。

ただし、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、この限りでない。

- (2) 経営に係る事業所が複数所在する場合にあっても、同一の改善計画を作成することを原則とする。
- (3) 経営に係る事業所が2都道府県以上にまたがって所在する場合には、当該事業所の所在するそれぞれの都道府県知事に対して申請を行うものとする。
- (4) 改善計画の作成を行う事業主は、別表1「雇用管理の改善及び事業の合理化計画作成・認定確認表」（以下「確認表」という。）を参考に計画を作成するものとする。

## 4 計画期間

改善計画の実施期間は5年とする。

## 5 林務環境事務所及びセンターの役割

事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所及びセンターにおいては、改善計画の作成に関する指導及び相談にあたるものとする。

特に、確認表において重点的に取り組む事項とした項目については、計画するよう指導を行うこととする。

## 第3 改善計画の認定申請

## 1 認定申請

改善計画の認定の申請は、次によるものとする。

### (1) 事業主が単独で行う改善計画

申請は、次に掲げる書面を添付して、事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所を経由して知事に行うものとする。

- ① 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書」(様式1) 2通
- ② 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(様式2) 2通
- ③ 所要の添付書類 2通
- ④ 「改善措置実施状況報告」(様式13)の写し 2通(継続申請の場合)
- ⑤ 「誓約書」(別記1) 1通(他事務で照会済み等の場合は提出不要)
- ⑥ 「確認表」(別表1) 1通

### (2) 共同改善計画

共同改善計画と共同改善計画を構成する個別の事業主の改善計画の双方について、認定を受けるものとする。

申請は、次に掲げる書面を添付して、代表者の事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所を経由して知事に行うものとする。

ただし、センターとの共同改善計画を申請する場合は、センターは林業振興課へ①、②の正本1通を提出するとともに、各事業主の事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所へ③～⑦に①、②の写しを添えて提出するものとする。また、この場合において、②の様式4の4の(3)は、「各事業主の様式2のとおり」とする等により集約した記載を割愛できるものとする。

- ① 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書」(様式3) 2通
- ② 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」(様式4) 2通
- ③ 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(様式2) 2通(事業主ごとに作成)
- ④ 所要の添付書類 2通
- ⑤ 「改善措置実施状況報告」(様式13)の写し 2通(継続申請の場合)
- ⑥ 「誓約書」(別記1) 1通(新規の認定申請の事業主のみ)

⑦ 「確認表」(別表1) 1通(事業主ごとに作成)

## 2 副申

林務環境事務所長は、提出された改善計画について、第4の1に示す認定基準及び同2に示す留意事項に照らし合わせ、確認表を用いて確認を行い、同表を添付の上、知事に副申するものとする。

## 第4 改善計画の認定

### 1 認定基準

知事は、第3に定める認定申請があった場合において、その改善計画が法第5条3項に適合するものであると認められるときは、その認定をするものとする。

### 2 留意事項

改善計画の認定にあたっては、次に定める事項に留意して認定するものとする。

(1) 改善計画の認定の申請をしようとする事業主が、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められること。

(2) 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善についての改善措置のみを行うものは適当でなく、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せ行うものとする。

(3) 改善計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含めて作成する場合にあっては、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

(4) 認定を受けた実績のある事業主の改善計画については、当該認定期間の改善措置実施状況報告も考慮する。

### 3 林務環境事務所及び関係機関への通知

知事は、改善計画を認定したときは、「改善計画認定申請結果通知書」(様式10)に「改善計画認定証」(様式5)または「改善計画認定申請却下決定通知書」(様式9)を添え、事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所長あてに通知するとともに、「改善計画認定通知書」(様式6)に「改善計画認定証」(様式5)の写しを添え、センターの長及び関東森林管理局の長あてに通知するものとする。

### 4 事業主への通知

前項の通知を受けた林務環境事務所長は、「改善計画認定証」(様式5)を事業主へ交付するものとする。

## 第5 改善計画の実施における支援・指導・助言

知事、林務環境事務所長及びセンターの長は、改善計画の実施に当たり必要に応じて支援・指導・助言を行うものとする。

## 第6 改善計画の変更

### 1 変更申請

第4の1の認定を受けた改善計画について、次に掲げる変更をしようとするときは、「改善計画変更認定申請書」(様式7)により、知事の認定を受けなければならない。

- (1) 改善措置の目標を変更する場合
- (2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加または減少する場合(ただし、第2の2の(4)に規定する改善計画で、法第13条第1項の規定を利用するのみの共同改善計画である場合については、この限りではない。)
- (4) 改善計画の実施期間を変更する場合
- (5) 改善措置の実施に係る資金計画について、改善計画認定申請書の内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

### 2 変更認定の手続き

変更認定手続きについては、第2、第3及び第4に準ずるものとする。

### 3 軽微な変更

第6の1に定める事項以外の軽微な変更については、「改善計画変更届出書」(様式8)の受理をもって認定に代えるものとする。

なお、届出書は、事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所長に提出するものとし、提出を受けた林務環境事務所長は内容等を審査し、知事に報告するものとする。

## 第7 改善計画の認定の取り消し

1 知事は、以下の内容と認められる場合、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定を受けた改善計画の実施に著しい支障が生じ、当該改善計画に従って事業を実施することが困難であると認められる場合
- (2) 第2の1に規定する要件に該当しないことが判明した場合、又は要件に該当しないことを隠ぺいする等虚偽の申請等を行った場合

2 知事は、認定した改善計画を取り消すときは、当該事業主あてに「改善計画認定取消通知書(事業主用)」(様式11)により通知するとともに、事業所が所在する地域を管轄する林務環境事務所長、センターの長及び関東森林管理局の長あてに「改善計画認定取消通知書(関係機関用)」(様式12)により通知するものとする。

## 第8 実施状況等報告

1 改善計画の認定を受けた事業主は、改善措置の実施状況について、毎事業年度の

終了後3月を超えない日までに「改善措置実施状況報告」(様式13)によりセンターの長へ報告するものとする。

- 2 改善計画の認定を受けた事業主は、改善計画の実施期間が終了した時は、遅滞なく、改善措置の実施結果について、「改善措置実施結果報告」(様式14)によりセンターの長へ報告するものとする。
- 3 センターの長は、前2項について、「改善措置実施状況報告調書」(様式15)により取りまとめて、知事に報告するものとする。
- 4 知事は、前項の報告を受けて「改善措置実施状況報告確認表」(様式16)により改善計画の進捗確認を行うものとする。
- 5 知事は、進捗確認の結果、計画の実施に遅滞があると認められる場合には林務環境事務所長を通じて、事業主に対し、当該改善計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ改善計画の変更を指導するものとする。

附 則

この要領は、平成20年 8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年 7月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年 8月 1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 元年 6月 6日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3年 1月28日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3年 5月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6年 6月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7年 5月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7年10月 7日から適用する。

## 別表1 雇用管理の改善及び事業の合理化計画 作成・認定確認表

- ・「実施項目」欄：改善計画を作成した項目に“○”を付ける。すでに実施している項目については“済”を付ける。
- ・「実施済内容・計画内容」欄  
 既に実施済の項目→実施した内容を簡潔に記入する。(人数・数量等が実施内容の目安となる項目は、その数値についても記入する。)  
 今回実施する項目→計画の内容を簡潔に記入する。(人数・数量等数値がある計画は、現状と計画の数値について記入する。)
- ・改善措置の目標に「(法定 義務)」、「(法定 努力義務)」とある目標について、現在実施していない場合は、必ず改善計画を作成する。
- ・★のついている改善措置の目標については、重点的に取り組む事項とする。

・事業体においては、太枠内「実施項目」欄及び「実施済内容・計画内容」欄を記入し、申請書に添付して提出すること。

事業体名		事業体記入欄			出先林務環境事務所記入欄					
1 雇用管理の改善		実施項目	実施済内容	計画内容	認定基準(法第5条第3項)					適否
改善措置の実施項目	改善措置の目標	改善措置の内容 (計画期間内に、次の内容を満たす計画であること。)			①	②	③	④	⑤	
ア 雇用管理体制の充実	雇用管理者の選任 (法定 努力義務) 【根拠法令】 ・労働基準法第3項第4号、第30条 ・労働法施行規則第2条 ・労働法に基づく委託募集に関する省令第5条	常時5人以上の林業労働者を雇用する事業主は、雇用管理者を選任する。					-		-	
イ 雇用関係の明確化	雇用に関する文書の交付 (法定 努力義務) 【根拠法令】 ・労働基準法15条 ・労働法第5条第3項第4号、第31条 ・労働法施行規則第2条 ・労働法に基づく委託募集に関する省令第8条	雇用時に事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地雇用期間、業務内容、雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関する事項等を記した書面を交付する。					-	-		
ウ 雇用の安定化	★雇用の安定化  月給制等の導入  雇用の通年化  その他	計画期間内に、通年雇用の林業労働者数を現状以上とする計画であること。  月給制(日給月給を含む)による賃金の支払いを受ける労働者の数が増加する計画であること。  各種作業等の組合せ等により、通年化の図られる計画であること。 通年雇用労働者の数が増加する計画であること。  雇用の安定化に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。					-	-	-	
エ 労働条件の改善	安全衛生推進者等の選任 (法定 義務) 【根拠】 ・労働安全衛生法第12条の2 ・労働安全衛生規則第12条の2、12条の4  作業主任者の選任 (法定 義務) 【根拠】 ・労働安全衛生法第14条  社会・労働保険への加入 (法定 義務)  【根拠】 ・労災保険法第3条 ・雇用保険法第5条 ・健康保険法第3条 ・厚生年金保険法第6条  定期健康診断の実施 (法定 義務) 【根拠法令】 ・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第44条	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業主は、安全衛生推進者を選任する。 選任したときは、辞令を交付し、標示版などに掲示して作業者にそのことを知らせること。  作業現場の管理を必要とする一定の作業については、作業場所単位に作業主任者を選任し配置する。 (架線作業主任者・はい作業主任者・地山の掘削土止め土工作業主任者)  労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。  常時使用する労働者に1年に1回医師による健康診断を実施する。					-	-	-	

改善措置の実施項目	改善措置の目標	改善措置の内容 (計画期間内に、次の内容を満たす計画であること。)	実施 項目	実施済内容	計画内容	認定基準(法第5条第3項)					適否	
						①	②	③	④	⑤		
工 労働条件の改善	就業規則の作成 (法定 義務)	常時10人以上の労働者を使用する事業主は、就業規則を作成する。 有給休暇について、関係法令に則り、規定していること。						-	-	-		
	【根拠法令】 ・労働基準法第89条 ・労働基準法39条											
	★福利厚生 の充実	退職金共済制度に加入する計画であること。							-	-	-	
	ハラスメント防止対策の徹底	ハラスメントの防止対策が図られる計画であること。							-	-	-	
	労働時間の短縮	超過勤務時間を含めた年間総労働時間の短縮が図られる計画であること。							-	-	-	
	有給休暇の取得	有給休暇の取得率が向上している計画であること。							-	-	-	
	その他	労働条件の改善に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
オ 労働安全の確保	法令等の順守	労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底を図る計画であること。							-	-	-	
	安全作業研修等の実施	経験や年齢に応じた安全作業に関する研修や安全意識の啓発等を行う計画であること。							-	-	-	
	労働強度の軽減	振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等を図る計画であること。							-	-	-	
	その他	労働安全の確保に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
カ 募集・採用の改善	募集・採用の改善	林業労働センターの委託募集・合同説明会を利用する等、募集・採用の改善が図られている計画であること。							-	-	-	
	その他	募集・採用の改善に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
キ 教育訓練の充実	教育訓練による技術習得	OJT及びOFFJTの実施により必要な知識、技能又は技術の習得が図られる計画であること。							-	-	-	
	その他	教育訓練の充実に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
ク 女性労働者等の定着の促進	女性労働者等の定着の促進	女性労働者等の定着を促進する計画であること。							-	-	-	
	その他	女性労働者等の定着の促進に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
ケ 高齢労働者の活躍の促進	高齢労働者の雇用 (法定 義務)	定年について就業規則に規定がある場合、高齢者雇用安定法に基づいて定められているか。 定められていない場合、定年の廃止、引き上げもしくは継続雇用制度の導入等が行われる計画であること。							-	-	-	
	【根拠法令】 ・高齢者雇用安定法第8条											
	高齢労働者の安全対策	高齢労働者の安全対策に有効であると認められる措置が計画されていること。							-	-	-	
	その他	高齢労働者の活躍の促進に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	
コ 林業分野における障害者雇用の促進	障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し等に、可能な限り努める計画であること。							-	-	-	
	その他	障害者雇用の促進に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。							-	-	-	

## 2 事業の合理化

改善措置の実施項目	改善措置の目標	改善措置の内容 (計画期間内に、次の内容を満たす計画であること。)	実施項目	実施済内容	計画内容	認定基準(法第5条第3項)					適否
						①	②	③	④	⑤	
ア 事業量の安定的確保	事業規模の拡大	造林・保育、素材生産事業等に係る事業量が、計画期間内に増加する計画であること。素材生産事業を主とする事業主の場合は、素材生産事業に係る年間取扱量が年間1,000㎡以上あり、かつ計画期間内に増加する計画であること。						-	-	-	
	その他	事業量の安定的確保に有効と認められる措置が講じられる計画であること。						-	-	-	
イ 生産性の向上	機械化の促進	高性能林業機械を導入(レンタル・リースを含む)し、生産性の向上が図られる計画であること。						-	-	-	
	オペレーター育成	生産性を向上するため機械操作のできるオペレーターを育成する計画であること。						-	-	-	
	その他	生産性の向上に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。						-	-	-	
ウ 「新しい林業」の実現に向けた対応	デジタル人材の育成	スマート林業等の知識や技能を持つデジタル人材の育成を推進するなど、「新しい林業」の実現に向けた計画であること。						-	-	-	
	その他	「新しい林業」の実現に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。						-	-	-	
エ 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上	キャリアアップの促進	各種研修・教育訓練等を活用し、労働者のキャリア形成を図る計画であること。						-	-	-	
	その他	キャリア形成支援に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。						-	-	-	
オ 林業経営体間の連携強化	林業経営体間の連携強化	他の経営体との連携の強化を図る計画であること。						-	-	-	
	その他	林業経営体間の連携強化に有効と認められるその他の措置が講じられる計画であること。						-	-	-	

### 「山梨県林業事業者雇用管理の改善及び事業の合理化計画認定要領」

#### 第4 改善計画の認定

##### 1 認定基準

知事は、第3に定める改善計画の認定申請があった場合において、その計画が法第5条3項に適合するものであると認められるときは、その認定をするものとする。

##### 2 留意事項

改善計画の認定にあたっては、次に定める事項に留意して認定するものとする。

- 改善計画の認定の申請をしようとする事業主が、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められること。
- 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善についての改善措置のみを行うものは適当でなく、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せ行うものとする。
- 改善計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含めて作成する場合にあっては、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。
- 認定を受けた実績のある事業主の改善計画については、当該認定期間の改善措置実施状況報告も考慮する。

### 「林業労働力の確保の促進に関する法律」

#### 第5条

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 改善措置の目標、内容、実施時期が基本計画に照らして適切なものであること。
- 改善措置の内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- センターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 事業主は、常時5人以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者が選任されていること、または選任するとしていること。
  - 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
  - 林業労働者の教育訓練に関する事項
  - 労働者名簿及び賃金台帳に関すること
  - 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他林業労働者の福利厚生に関すること
- 林業労働者を雇入れたときに、次の事項を明確にした文書を林業労働者に対して交付していること、または交付するとしていること。
  - 事業主の氏名または名称
  - 事業所の名称及び所在地
  - 雇用期間
  - 業務の内容
  - 雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関すること

様式 1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申  
請書

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれ  
かにより記入すること)

1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、土木  
建築業、造園業、その他  
( )

2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、協  
同組合、その他法人、個人、その他  
( )

郵便番号

電話番号

木材業者登録番号

設立年月日

明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日設立

営業年数

年

資本金(出資金)

円

事業所の名称及び所在地

3 登記事項証明書又は住民票 (別添のとおり)

4 納税証明書 (別紙のとおり)

5 改善計画 (別紙のとおり)

6 改善計画の対象となる事業所の名称及び住所

7 本県以外に営業区域に含まれる都道府県

様式 2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

申請者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

計画期間	自 令和 年 4 月 至 令和 年 3 月
------	-----------------------

1 改善計画策定事業主の概要（令和 年 月 日現在）

(1) 名 称			
(2) 代表者氏名			
(3) 所在地	〒		
(4) 電話番号			
(5) 主な業務内容	造林・保育 素材生産 その他（ ）		
(6) 資本金 (出資金)	千円		
(7) 設立年月日	年 月 日		
(8) 従業員数	造林・保育	人	
	素材生産	人	
	重機・運送	人	
	事務	人	
	その他 ( )	人	
	合計	人	
(9) 取扱実績	造林面積	ha	
	保育面積	ha	
	素材生産量 (m <sup>3</sup> )	針葉樹	m <sup>3</sup>
		広葉樹	m <sup>3</sup>
		計	m <sup>3</sup>

2 登記事項証明書又は住民票 (別添のとおり)

3 納税証明書 (別添のとおり)

4 主要取引銀行名

5 改善計画 (別添のとおり)

6 本県以外に営業区域  
に含まれる都道府県

7 木材業者登録番号

(記載要領)

申請日現在の概要を記載すること。ただし、(9)の取扱実績は直前の事業年度の実績とする。

様式 2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

1 改善計画の対象となる事業所

名 称	住 所

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 事業主の労働力の需給の動向


(記載要領)

事業主の最近の労働力需給の状況について記載すること。

(2) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績		
	林業作業職員	事務系等職員	計
常 用 (うち通年)	( )	( )	( )
臨時・季節			
その他			
合 計			

(記載要領)

- 1 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいい、うち通年に

は、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。

- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

### (3) 雇用管理

#### ア 雇用管理体制

##### (ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

##### (イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

##### (ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労災保険	人	
雇用保険	人	
健康保険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 無災害の達成状況

区 分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局長による無災害記録証	( )	( )	( )	( )	( )

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、( )内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

(記載要領)

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、募集・採用その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。
- 2 就業規則を制定している場合には、それを添付すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日 )

区 分			事業量	売上高 (単位：百万円)	
林業	素材生産業	主 伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		間 伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		計	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
	造林業	植 付	ha ( ha )		
		下 刈 り	( )		
		そ の 他	( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
	計	( )			
	上記以外の林業			( )	
林業関連その他			( )		
合 計			—		

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( ) 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事業区域	備 考
林業	素材生産業	県 市 (町、村)	
	造林業	県 市 (町、村)	
	上記以外の林業	県 市 (町、村)	
林業関連その他		県 市 (町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。

3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区 分		雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)	
林業	素材 生産業	主 伐		
		間 伐		
		計		
	造林業	植 付		
		下 刈 り		
		そ の 他	( )	
			( )	
			( )	
	計			
	上記以外の林業			
林業関連その他				
合 計			—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については ( ) 書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人数	備考
合計		

(記載要領)

1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。

ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。

イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。

ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。

エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。

オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。

カ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）とする。

2 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。

カ 組織化の取組状況

年 月	実施内容

(記載要領)

合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

キ 資本及び負債等

(ア) 財務諸表

計画の認定を受けようとする最近3か年の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

(イ) 資金調達方法

区 分		金 額	備 考 (適用事業)
自己資金			
借入金	市中資金		
	制度資金		
その他資金			

(記載要領)

制度資金にあつては、適用資金別、適用事業所別に記載すること。

3 改善措置の目標、内容、実施時期

(1) 改善措置の基本方針

実施期間 ( 年 月 日から 年 月 日 )	
雇用管理の改善の取組の方針	
事業の合理化の取組の方針	

(2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善		生産性の向上	
労働安全の確保		「新しい林業」の実現に向けた対応	
募集・採用の改善			
教育訓練の充実		林業労働者のキャリアに応じた技能の向上	
女性労働者等の定着の推進		林業経営体間の連携強化	
林業分野における障害者雇用の促進		その他の事業の合理化 ( )	
その他の雇用管理の改善 ( )		( )	

(記載要領)

- 1 実施する改善措置の項目に○印を記入すること。
- 2 ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役職員及び組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数

区 分		採 用 計 画					目標年次 の職員数
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業 現場 作業 職員	常 用 (うち通年)						
	臨時・季節						
	その他						
合 計							

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 2 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区 分	内 容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金（出資金）の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金（出資金）を増資する場合には、増資する額及び資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理

(ア) 雇用の安定化

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(イ) 労働条件の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(ウ) 労働安全の確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(エ) 募集・採用の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(オ) 教育訓練の充実

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(カ) 女性労働者等の定着の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(キ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(ク) 林業分野における障害者雇用の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(ケ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

ウ 事業の合理化

(ア) 事業量の安定的確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 事業の種類及び事業区域

区分	事業拡大の目標及び内容	事業区域	実施時期
素材生産業			
造林業			
上記以外の林業			

(記載要領)

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生産 業	主伐	m <sup>3</sup>					
	間伐						
	計						
造 林 業	植付	ha	ha	ha	ha	ha	
	下刈り						
	そ の 他	( )					
		( )					
		( )					
計							
上記以外の林業							

(記載要領)

- 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

c 雇用量

区 分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	目標年次 (5 年次)
素材 生産 業	主 伐					
	間 伐					
	計					
造 林 業	植 付					
	下 刈 り					
	そ の 他	( )				
		( )				
		( )				
計						
上記以外の林業						

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標			
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1 年次			
2 年次			
3 年次			
4 年次			
5 年次			

a 労働生産性

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生産 業	主 伐	m <sup>3</sup> /人日					
	間 伐						
造 林 業	植 付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	下刈り						
	そ の 他	( )					
		( )					
( )							
上記以外の林業							

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

b 資本装備（機械保有台数）

機 種	整 備 計 画					目標年次の 保有台数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械を含めること。ただし、レンタル機械は( )書外数とすること。
- 2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のエの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 「新しい林業」の実現に向けた対応

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(エ) 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の 要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(オ) 林業経営体間の連携強化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(カ) その他の事業の合理化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

ア 雇用管理の改善

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善					
労働安全の確保					
募集・採用の改善					
教育訓練の充実					
女性労働者等の定着の促進					
高年齢労働者の活躍の促進					
林業分野における障害者雇用の促進					
その他の雇用管理の改善					
合計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

イ 資本装備等

区 分	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	摘 要
事業量の 安定的確保		千円			
生産性の向上					
「新しい林業」 の実現に向けた 対応					
林業労働者の キャリア形成 支援					
林業経営体間の 連携強化					
その他の事業の 合理化					
合 計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

5 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 営業組織等

ア 資本及び負債等

(ア) 貸借対照表

資 産 (千円)			負 債 ・ 資 本 (千円)				
資産	第 期	第 期	第 期	負債	第 期	第 期	第 期
				資本			

(記載要領)

- 1 直前3か年の事業年度について記載すること。

(イ) 損益計算書

費 用 (千円)			収 益 (千円)				
費用	第 期	第 期	第 期	収益	第 期	第 期	第 期

(記載要領)

- 2 直前3か年の事業年度について記載すること。

イ 役職員数

年齢階層別現場作業職員

年齢階層	人 数	うち通年就労者
30歳未満		
30歳～39歳		
40歳～49歳		
50歳～59歳		
60歳以上		
合 計		

(記載要領)

- 1 計画期間開始年の前年の4月1日現在の年齢で区分すること。
- 2 合計は、2の(2)のアの(イ)の現場作業職員数の合計に合致すること。

(2) 雇用管理

ア 雇用契約の手続き

区 分	文 書	口 頭	計
常 用 (うち通年)	( )	( )	( )
臨時・季節			
そ の 他			
合 計			

(記載要領)

- 1 直前の事業年度の実績について記載すること。
- 2 文書、口頭等は、雇用契約の締結形態をいう。
- 3 雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分と同じにすること。
- 4 合計は、2の(2)のアの(イ)に一致する。

イ 就業規則

区 分	内 容	
	事 務 系 職 員	現 場 作 業 職 員
就業規則の制定状況		
労 働 時 間		
週 休 日		
有 給 休 暇		
賃 金 の 支 払 い		
日給制の場合、月給制への移行計画	有 無	有 無
高年齢者の雇用		

(記載要領)

- 1 就業状況について記載すること。
- 2 就業規則を制定している場合には、就業規則の写しを添付すること。

ウ 労働安全衛生管理体制等の状況

項 目		選任又は実施 の有無	備 考
安全管理者・衛生管理者 安全衛生推進者の選任			
各種作業 主任の選任	架線作業主任者		
	地山の掘削及び土止 め土保工作業主任者		
	はい作業主任者		
定期健康診断の実施			

(記載要領)

- 1 直前の事業年度の実績について記載すること。
- 2 項目ごとに実施の有無について「有」又は「無」と記載すること。
- 3 「無」の場合は、その理由を備考欄に記載すること。

(3) 事業内容

ア 素材生産業実績

区 分		実 績 数 量 (単位：m <sup>3</sup> )			
		主 伐	間 伐	合 計	売上高 (万円)
国 有 林	生産請負				
	立木購入				
	そ の 他				
県 有 林	生産請負				
	立木購入				
	そ の 他				
民 有 林	生産請負				
	立木購入				
	そ の 他				
合 計					

(記載要領)

- 1 実績数量は、直前の事業年度の実績について記載すること。
- 2 材積は、素材材積とし、立木購入は素材材積に換算すること。
- 3 民有林の立木購入には、自社山林に係る生産量を含めること。

イ 造林・保育事業の実績

区 分		実 績 数 量 (単位：h a)		
		人 工 林 施 業	天 然 林 施 業	取 扱 高 (万円)
国 有 林	地 拵 え			
	植 付			
	下 刈 り			
	除 伐			
	枝 打 ち			
	間 伐			
	そ の 他			
県 有 林	地 拵 え			
	植 付			
	下 刈 り			
	除 伐			
	枝 打 ち			
	間 伐			
	そ の 他			
民 有 林	地 拵 え			
	植 付			
	下 刈 り			
	除 伐			
	枝 打 ち			
	間 伐			
	そ の 他			
合 計				

(記載要領)

- 1 実績数量は、直前の事業年度の実績について記載すること。
- 2 民有林の実績数量には、自社山林に係る事業量を含めること。

ウ 素材生産業及び造林業以外の事業実績

区 分	事 業 種 類	事 業 量	売上高（万円）
林 業 関 係			
林業関係以外			
合 計			

（記載要領）

- 1 事業実績は、直前の事業年度の実績について記載すること。
- 2 林業関係には、素材生産業及び造林業以外の林業及び木材木製品製造業並びに土木業のうち治山、林道の施工に係る部分及び緑化・造園業について記載すること。
- 3 事業種類は、原則として、製材業、木材流通業等産業分類に従い区分すること。

様式 3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認  
定申請書

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれ  
かにより記入すること)

1 構成員

(別紙のとおり)

2 改善計画

(別紙のとおり)

(構成員の個別の改善計画についても添付のこと)

様式 4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	木材業者 登録番号	資本金	従業員数
林業労働センター						

2 事業策定事業主の労働力の需給の動向

----- ----- ----- -----
----------------------------------

3 計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

1 雇用管理の現状
2 事業の現状

(記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善、募集・採用の改善、教育訓練の充実、高年齢労働者の活躍の促進その他の雇用管理の現状及び事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成支援その他の事業の現状について、共同して4の(2)の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

#### 4 共同の改善措置の計画

##### (1) 共同改善計画の実施期間

年 月 ~ 年 月
-----------

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで）以内とする。

##### (2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

###### ア 雇用管理の改善

項 目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
雇用の安定化		人
労働条件の改善		人
労働安全の確保		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
女性労働者等の定着の促進		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
林業分野における障害者雇用の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

(記載要領)

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

###### イ 事業の合理化

項 目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
「新しい林業」の実現に向けた対応		人
林業労働者のキャリアに応じた技能の向上		人
林業経営体間の連携強化		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の定着の推進、高年齢労働者の活躍の促進、林業分野における障害者雇用の促進、その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能の向上、林業経営体間の連携強化、その他の事業の合理化)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
2 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
3 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
4 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
5 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					

5 センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容

(1) 募集従事者

氏 名	
役 職	

(記載要領)

センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃 金	
労働時間及び休日	
その他の募集内容	

(記載要領)

共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

6 その他

共同改善措置の実施体制図

認定番号

# 改善計画 認定証

認定年月日	令和 年 月 日	有効期限	令和 年 月 日
認定事業主	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
備考			

令和 年 月 日

山梨県知事

様式 6

令和 年 月 日  
第 号

殿

山梨県知事

改善計画認定（変更）通知書（関係機関用）

令和 年 月 日付で から申請のあった改善計画  
について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項（変更の  
場合第 6 条第 3 項）の規定により認定したので通知します。

※様式 5 の写しを添付

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

### 改善計画変更認定申請書

令和 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により申請します。

#### 記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

(添付資料)

- (1) 変更後の内容を記載した様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(共同改善計画の認定事業主にあつては様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」)
- (2) 様式13「改善措置実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定事業主の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものは除きます。)

様式 8

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

改善計画変更届出書

令和 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

様式 9

令和 第 号  
年 月 日

殿

山梨県知事

改善計画認定申請却下決定通知書

令和 年 月 日付けで申請された改善計画につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので、通知します。

記

(却下とした理由)

令和 年 月 日  
第 号

殿

山梨県知事

改善計画（変更）認定申請結果通知書

令和 年 月 日付け 第 号で副申のあったこのことについては、「林業労働力の確保に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項（変更申請の場合第 6 条第 3 項）の規定に基づき下記のとおりとしました。

つきましては、申請のあった事業主に別添改善計画認定証を交付するとともに、改善計画が申請内容に沿って実施されますよう指導をお願いします。

記

改善計画について

認定とするもの （認定とした事業主の数）事業主

・ 認定とした事業主の住所 商号又は名称

認定としないもの （認定としなかった事業主の数）事業主

・ 認定としなかった事業主の住所 商号又は名称

殿

山梨県知事

改善計画認定取消通知書（事業主用）

令和 年 月 日付けで認定をした貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁に対し申立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります）。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県知事を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

取消の理由

以上

様式 1 2

令和 年 月 日  
第 号

殿

山梨県知事

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

令和 年 月 日付けで認定をした の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

※様式 1 1 の写しを添付

以上

改善措置実施状況報告

令和 年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（ 年次）を報告します。

令和 年 月 日

センター長殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること）

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点 及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	労働安全の確保		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	女性労働者等の定着の推進		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	林業分野における障害者雇用の促進		
その他の雇用管理の改善			
事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	「新しい林業」の実現に向けた対応		
	林業労働者のキャリアに応じた技能の向上		
	林業経営体間の連携強化		
	その他の事業の合理化		

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状 ( 年次)

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇用実績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計	
常用 (うち通年)	( )	( )	( )	
臨時・季節				
その他				
合計				

(記載要領)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労災保険	人	
雇用保険	人	
健康保険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区 分			事業量	売上高 (単位：百万円)	
林業	素 材 生産業	主 伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		間 伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		計	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
	造林業	植 付	ha ( ha )		
		下 刈 り	( )		
		そ の 他	( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
		計	( )		
	上記以外の林業			( )	
	林業関連その他			( )	
合 計			—		

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( ) 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事 業 区 域	備 考
林業	素材生産業	県 市（町、村）	
	造林業	県 市（町、村）	
	上記以外の林業	県 市（町、村）	
林業関連その他		県 市（町、村）	

（記載要領）

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区 分			雇 用 量 (単位：人日)	労 働 生 産 性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)
林業	素材生産業	主 伐		
		間 伐		
		計		
	造林業	植 付		
		下 刈 り		
		そ	( )	
		の	( )	
		他	( )	
	計			
	上記以外の林業			
林業関連その他				
合 計				—

（記載要領）

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( ) 書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
	( )	
合 計	( )	

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
  - エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。
  - オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。
  - カ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
  - キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）とする。
- 2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を( ) 書内数として明記すること。

様式 1 4

改善措置実施結果報告

令和 年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

令和 年 月 日

センター長殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の定着の推進	
	高年齢労働者の活躍の促進	
	林業分野における障害者雇用の促進	
	その他の雇用管理の改善	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	
	林業労働者のキャリアに応じた技能の向上	
	林業経営体間の連携強化	
	その他の事業の合理化	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。

改善措置実施状況報告調書（ ～ ）

改善計画書（様式2）抜粋	各年次実施状況
<p>改善措置の目標、内容、実施時期等について表形式で整理して記載する。</p>	<p>改善措置の各年次の実施状況、コメントを表形式で整理して記載する。</p>

※事業主ごとに作成すること



(別記1)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 社印または代表者印 〕

(ふりがな)

法人名

㊞

(ふりがな)

代表者名

㊞ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日